

山梨県公報

第五百八十八号

令和七年

八月二十一日

木曜日

目次

告示

○建築基準法に基づく道路位置指定……………四三三

公告

○峡東都市計画道路事業の施行について……………四三三

告示

山梨県告示第二百三十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和七年八月十二日
- 二 指定道路の位置 南都留郡忍野村忍草字土手下九〇七番七
- 三 指定道路の幅員 四・五メートル
- 四 指定道路の延長 十七・七六メートル

公告

● 峡東都市計画道路事業の施行について

峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

令和七年八月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 都市計画事業の種類及び名称 峡東都市計画道路事業三・四・一号 塩山駅下於曾線及び三・五・六号 上塩後下赤尾線

- 二 施行者の名称 山梨県
- 三 事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上塩後千二百三十九番一 峡東建設事務所
- 四 事業地の所在
 - 1 収用の部分 山梨県甲州市塩山上於曾字浄土寺、字簀板及び字神ノ木並びに塩山下於曾字元簀板、字簀板、字受地、字林際及び字若宮地内
 - 2 使用の部分 なし

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番